【住宅宿泊事業者に対する監督処分の実施状況一覧】　　令和2年3月31日時点

業務改善命令（法第１５条）	2
業務停止命令（法第１６条第１項）	0
業務廃止命令（法第１６条第２項）	2
合計	4

（住宅宿泊事業法施行日からの累計）

【上記監督処分の内容等】

	監督処分等を行った日	監督処分等の内容	案　件	概　要
1	平成30年10月11日	業務改善命令	定期報告義務違反	法第14条の規定に違反して，届出住宅に人を宿泊させた日数を報告しなかった。
2	平成31年1月25日	業務廃止命令	虚偽届出	法第４条に規定する欠格事由に該当していたにも関わらず、法第４条第１号から第６号まで及び第８号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付し虚偽の届出をした。
3	令和元年5月8日	業務廃止命令	届出義務違反	法第３条第１項に基づく届出事項に変更があったにも関わらず、その旨を届け出なかった。 住宅所有者が民泊への使用の承諾を取り消しており、住宅宿泊事業を営むことができない状態だった。
4	令和元年11月28日	業務改善命令	定期報告義務違反	法14条の規定に違反して、届出住宅に人を宿泊させた日数を報告しなかった。